

<講座用テキストレジュメ：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成 30 年 4 月 13 日時点における情報です。  
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
32	(2)図表の右列（要手帳添付の列） ちよっとアドバイスに□を追加	<u>削除</u> □当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に <u>年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ</u> <u>る書類</u> を添えなければならない。
33	ちよっとアドバイス①・5行目 光ディスクに、 <u>国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ</u> <u>る書類</u> を添えて、これを日本年金機構に提出することによって行わなければならない。	光ディスクを日本年金機構に提出することによって行わなければならない。 <u>この場合において、～【追加①】</u>
37	1つ目□2行目 また、受給権者の <u>住所</u> の変更についての届け出に関しては、これを要しない（ <u>氏名の変更については省略できない</u> ）。	また、受給権者の <u>氏名又は住所</u> の変更についての届け出に関しては、これを要しない。
38	1段目（氏名変更）・本文1つ目□ b) 氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る）	b) 氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
	2段目（住所変更）・本文1つ目□ （厚生労働大臣が当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の	（厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の
47	【無拠出制年金について】1つ目□6行目 なお、平成 <u>29</u> 年度年金額は、	なお、平成 <u>30</u> 年度年金額は、
49	ここで具体例・1段目1行目 （平成 <u>29</u> 年度）	（平成 <u>30</u> 年度）
65	ここをチェック・1つ目□ 平成 <u>29</u> 年度における改定率は 0.998(前	平成 <u>30</u> 年度における改定率は 0.998(前

	年度改定率 $0.999 \times$ 物価変動率 $0.999$ )	年度改定率 $0.998 \times 1$ )
92	(2) 条文 2 行目 (3) 条文 2 行目 所得税法に規定する控除対象配偶者	所得税法に規定する <u>同一生計配偶者</u>
112	(2) 条文 2 行目、図表 3) 基準月が平成 29 年度に	3) 基準月が平成 30 年度に <u>【差替①】</u>
114	Advance・本文 1 行目、2 行目 (平成 29 年度)、28,000 円、701,000 円	(平成 30 年度)、28,100 円、704,500 円
116	Advance・1 つ目□3 行目 (平成 29 年度は 0.989 (前年度: 0.998))	(平成 30 年度は 0.996 (前年度: 0.989))
	Advance・2 つ目□ <u>【平成 29 年度の年金額 &lt;参考&gt;】</u>	<u>【差替②】</u>
118	Outline・本文下から 2 行目 ただし、平成 29 年度の	ただし、平成 30 年度の
122	1 行目②の見出し 平成 29 年度の年金額	平成 30 年度の年金額
133	ちょっとアドバイス 本文	<u>【差替③】</u>
137	1 つ目□1 行目、2 行目 老人控除対象配偶者	<u>同一生計配偶者 (70 歳以上の者に限る、以下同じ)</u>
	老人控除対象配偶者	<u>同一生計配偶者</u>
138	ちょっとアドバイス③・1 つ目□1 行目 至ったときは、 <u>氏名及び住所、保険料の免除理由及びそれに該当した年月日、基礎年金番号を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14 日以内に、これを機構に提出しなければならない。</u>	至ったときは、 <u>当該事実があった日から 14 日以内に、所定の事項 (氏名、生年月日及び住所、保険料の免除理由及びそれに該当した年月日、個人番号又は基礎年金番号) を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、～【追加②】</u>
	ちょっとアドバイス③・2 つ目□1 行目 該当しなくなったときは、 <u>氏名及び住所、保険料の免除理由に該当しなくなった理由及びその該当しなくなった年月日、基礎年金番号を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14 日以内に、これを機構に提出しなければならない。</u>	該当しなくなったときは、 <u>当該事実があった日から 14 日以内に、所定の事項 (氏名、生年月日及び住所、保険料の免除理由に該当しなくなった理由及びその該当しなくなった年月日、個人番号又は基礎年金番号) を記載した届書を機構に提出しなければならない。なお、～【追加③】</u>

142	(1)①条文・下から2行目 控除対象配偶者	同一生計配偶者
144	Advance①・本文6行目 控除対象配偶者	同一生計配偶者
148	ちょっとアドバイス・◆本文2行目 被保険者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出しなければならない。	氏名、生年月日及び住所並びに <u>個人番号又は基礎年金番号を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、～【追加②】</u>
149	Advance・本文1行目 所定の事項（申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号、 Advance・本文3行目 必要な書類（国民年金手帳、	所定の事項（氏名、生年月日及び住所並びに <u>個人番号又は基礎年金番号</u> 、  必要な書類（ <u>当該申請書に基礎年金番号を記載する者にとっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u> 、
154	3行目 ◆平成29年度における前納額	<u>【差替④】</u>
155	ここをチェック・2つ目□2行目 追納申込書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に	追納申込書を機構に
156	ここをチェック・枠内最終行 （平成29年度）、（平成26年度分）	（平成30年度）、（平成27年度分）
161	ちょっとアドバイス・3つ目□4行目 ③基礎年金番号を記載した特定保険料納付申込書を提出しなければならない。	③ <u>個人番号又は基礎年金番号を記載した特定保険料納付申込書を提出しなければならない。この場合において、～【追加④】</u>
168	②1段目・図表内右列 平成29年、 <del>9.0%</del> 、 <del>2.7%</del>	平成30年、 <u>8.9%</u> 、 <u>2.6%</u>
	②2段目・1つ目□3行目 （平成29年は <del>0.7%</del> ）	（平成30年は <u>0.6%</u> ）

◆訂正表

○訂正情報なし

【追加①】

この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号

を明らかにすることができる書類又は配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

**【追加②】**

この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

**【追加③】**

なお、この規定により当該届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

**【追加④】**

この場合において、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該特定保険料納付申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

**【差替①】**

対象月数	金額	対象月数	金額
6 月以上 12 月未満	49,020 円	24 月以上 30 月未満	196,080 円
12 月以上 18 月未満	98,040 円	30 月以上 36 月未満	245,100 円
18 月以上 24 月未満	147,060 円	36 月以上	294,120 円

**【差替②】**

**【平成 30 年度の年金額 <参考>】** 平成 30 年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス（▲0.4%）で物価変動率がプラス（0.5%）となることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなしとされた（マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は次年度以降に繰り越されることになる）。

**【差替③】**

□平成 30 年度における保険料改定率は、「0.967」（前年度改定率 0.976×名目賃金変動率 0.991（平成 28 年物価 0.999×平成 26 年度実質賃金 0.992））である（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）。

\*なお、具体的な 1 か月分の保険料額は、法定額 16,900 円×0.967÷「16,340 円」である。

**【差替④】**

◆平成 30 年度における前納額（平 30. 2. 27 厚労告 34 号）

	6 か月前納	1 年前納	2 年前納	（毎月）
口座振替 の場合	96,930 円 （@1,110 円割引）	191,970 円 （@4,110 円割引）	377,350 円 （@15,650 円割引）	16,290 円 （早割@50 円）
現金納付	97,240 円	192,600 円	378,580 円	16,340 円

の場合	(@800 円割引)	(@3,480 円割引)	(@14,420 円割引)	
-----	------------	--------------	---------------	--

## 2. 厚生年金保険法

### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
49	Advance・□を追加	□「被保険者の氏名変更の届出」、「被保険者の住所変更の届出」は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により <u>機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限られる。</u>
52	ここをチェック・(2)図表2段目 変更後の住所を	<u>変更後の住所及び変更の年月日を</u>
	ここをチェック・(2)に□を追加	□申出の必要な被保険者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により <u>機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限られる。</u>
53	(3)図表の本文3段目 c) 氏名変更の届出 (則 37 条ほか)	c) 氏名変更の届出 (則 37 条ほか) *1
86	3つ目□ 平成 <del>29</del> 年度における	平成 <u>30</u> 年度における
100	1つ目□ 平成 <del>29</del> 年度における	平成 <u>30</u> 年度における
127	ここをチェック・3つ目□ 平成 <del>29</del> 年度における	平成 <u>30</u> 年度における
151	ちょっとアドバイス・1つ目□ 「平成 <del>29</del> 年度名目手取り賃金変動率」は、 <del>0.989</del> (平成 <del>28</del> 年物価変動率 <del>0.999</del> ×平成 <del>25</del> ～ <del>27</del> 年度の3年平均実質賃金変動率 <del>0.992</del> ×平成 <del>26</del> 年度可処分所得割合変化率 0.998) である。	「平成 <u>30</u> 年度名目手取り賃金変動率」は、 <u>0.996</u> (平成 <u>29</u> 年物価変動率 <u>1.005</u> ×平成 <u>26</u> ～ <u>28</u> 年度の3年平均実質賃金変動率 <u>0.993</u> ×平成 <u>27</u> 年度可処分所得割合変化率 0.998) である。
154	ちょっとアドバイス・1つ目□ 平成 <del>29</del> 年度 <del>0.995</del> (平成 <del>25</del> ～ <del>27</del> 年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率 <del>0.998</del> ×平均余命の伸び率 0.997) となった。	平成 <u>30</u> 年度 0.997 (平成 <u>26</u> ～ <u>28</u> 年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率 <u>1</u> ×平均余命の伸び率 0.997) となった。
	ちょっとアドバイス・2つ目□ 「平成 <del>29</del> 年度再評価率」は、0.998 (平成 <del>28</del> 年度から <u>▲0.1%</u> ) となった。	「平成 <u>30</u> 年度再評価率」は、0.998 (前年度据え置き) となった。
156	Outline・イ) 本文6行目、7行目	

	平成 29 年度 名目手取り賃金変動率 (0.989) 物価変動率 (0.999) 「物価変動率」によって改定された。	平成 30 年度 名目手取り賃金変動率 (0.996) 物価変動率 (1.005) 「スライドなし」とされた。
157	(2)の見出し 平成 29 年度年金額	平成 30 年度年金額
197	②1 段目・図表内右列 平成 29 年、9.0%、2.7%	平成 30 年、8.9%、2.6%
	②2 段目・1 つ目□3 行目 (平成 29 年は 0.7%)	(平成 30 年は 0.6%)

◆訂正表

頁	誤	正
91	Outline・本文 2 行目 780,900 円×改定率÷480 月	780,900 円 (平成 16 年度法定額) ÷480 月

3. 健康保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
68	1 段目 (資格取得届) 2 つ目□2 行目 該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。	
	2 段目 (算定基礎届) 2 つ目□2 行目 算定基礎届に第 3 種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の	算定基礎届に厚生年金保険の
	3 段目 (月額変更届) 3 つ目□1 行目 あるときは、第 3 種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の	あるときは、厚生年金保険の
69	1 段目 (住所変更) 3 つ目□2 行目 年金番号及び第 3 種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。	年金番号を付記しなければならない。
	2 段目 (区分変更届) 2 つ目□1 行目 被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。	被保険者であるときは、 <u>個人番号又は基礎年金番号</u> を付記しなければならない。
	3 段目 (資格喪失届) 2 つ目□2 行目 基礎年金番号、第 3 種被保険者に該当す	基礎年金番号を付記しなければならない

	ることの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。	い。
71	4 段目（2 以上勤務）1 つ目□1 行目 各事業主の氏名又は名称及び住所、各事業所の名称及び所在地を記載した届書を提出しなければならない。	各事業主の氏名又は名称及び住所、各事業所の名称及び所在地、 <u>被保険者の氏名、生年月日及び住所</u> を記載した届書を提出しなければならない。
186	Advance②・条文の下の子の 3 行目以下 平 <del>29.2.10</del> 協会けんぽ告示) 【参考】平成 <del>29</del> 年 4 月 1 日からの 全都道府県共通 <del>3.73</del> % 全国平均 <del>6.27</del> %	平 <u>30.2.21</u> 厚労告 28 号) 【参考】平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日からの 全都道府県共通 <u>3.61</u> % 全国平均 <u>6.39</u> %
189	Advance・本文 平成 <del>29</del> 年度 平 <del>29.1.30</del> 厚労告 <del>22</del> 号 <del>5.8</del> <del>10.47</del> % 平 <del>29.1.30</del> 厚労告 <del>23</del> 号 本来のかい離幅の <del>58</del> %	平成 <u>30</u> 年度 平 <u>30.1.26</u> 厚労告 <u>15</u> 号 <u>7.2</u> <u>10.61</u> % 平 <u>30.1.26</u> 厚労告 <u>16</u> 号 本来のかい離幅の <u>72</u> %

#### ◆訂正表

99	ちょっとアドバイス・◆見出し (則 58 条、平 29.6.30 <del>保発 0630 第 1 号</del> )	(則 58 条、平 29.6.30 <u>厚労告 239 号</u> )
101	ちょっとアドバイス・◆見出し (則 62 条の 3、平 29.6.30 <del>保発 0630 第 1 号</del> )	(則 62 条の 3、平 29.6.30 <u>厚労告 239 号</u> )

#### 4. 社会一般

##### ◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
40	ちょっとアドバイス・本文 3) 3 行目 「12 月間」とあるのは「 <del>24</del> 月間」	「12 月間」とあるのは「 <u>36</u> 月間」
45	ちょっとアドバイス・3 つ目□2 行目 その他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。	その他 <u>必要な</u> 措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を <u>図らな</u> なければならない。
85	ちょっとアドバイス・2 つ目□1 行目 平成 <del>29</del> 年度、介護保険料率は「 <del>1.59</del> %」	平成 <u>30</u> 年度、介護保険料率は「 <u>1.61</u> %」

147	(2)条文2行目 所得税法に規定する控除対象配偶者	所得税法に規定する <u>同一生計配偶者</u>
153	条文1段目(法68条)本文1行目 施設型給付費等負担対象額の2分の1を負担する。	費用のうち、施設型給付費等負担対象額から <u>拠出金充当額を控除した額の2分の1を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。</u>
	条文2段目(法69条)本文2行目 児童手当費用」という)、地域子ども・子育て支援事業	児童手当費用」という)、 <u>法65条の規定により市町村が支弁する同条2号に掲げる費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満3歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る、「拠出金対象施設型給付費等費用」という)、地域子ども・子育て支援事業</u>
	条文3段目(法70条)本文 2)全文	<u>【差替⑤】</u>
154	ちよっとアドバイス・2つ目□ 「平成 <del>29</del> 年度の拠出金率」は、1,000分の <del>2.3</del>	「平成 <u>30</u> 年度の拠出金率」は、1,000分の <u>2.9</u>

#### ◆訂正表

頁	誤	正
8	(1)条文4段目・本文1行目 1)国は、必要な各般の措置を	1)国は、 <u>国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を</u>
22	Advance・◆見出し 賦課限度額(令29条の7第3項)	賦課限度額(令29条の7)
40	ちよっとアドバイス・本文3)4行目 読み替えるものとする。	読み替えるものとする。 <u>(要介護認定更新申請も同様)</u>

#### 【差替⑤】

2)前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに法68条1項の規定により国が負担する額(満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る)、同条2項の規定により国が交付する額及び児童手当法18条1項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、1,000分の4.5以内にお

いて、政令で定める。

## 5. 労働一般

### ◆新旧対照表

○補正情報なし

### ◆訂正表

○訂正情報なし